

質疑・回答書

告示番号		告示第467号	件 名	豊中市伊丹市クリーンランド既存ごみ焼却施設解体工事
No	質疑事項			回 答
1	発注仕様書P15 9解体後埋め戻し、整地、片付け清掃において良質土（クラッシャーラン）で埋戻すとありますが、クラッシャーランとは再生砕石と考えてよろしいでしょうか？御教示願います。			ご理解のとおりです。
2	各棟、各設備について詳細は現地調査及び聞き取り調査となっておりますが、現地調査は可能でしょうか。御教示願います。			受注後、現地調査、聞き取り調査いただく事となります。
3	残置灰処理について設計数量で45tとなっておりますが、発注仕様書の表記では、設計数量より多いと思われます。数量過多の場合は別途精算と考えて宜しいでしょうか。またその他の産廃数量の過多の場合も同様と考えてよろしいでしょうか。御教示願います。			提示した数量は参考値です。本工事は仕様書発注なので、その他の産廃数量の過多を含め精算は行いません。
4	PCBについて含有していた場合、指定保管庫に運搬設置とありますが、既設の保管庫があると考えてよろしいでしょうか。また保管容器については別途精算と考えてよろしいでしょうか。			現在建設中のごみ焼却施設にPCB保管庫がございます。ただし、保管容器等については、今回の契約に含まれるとお考え下さい。

豊中市総務部契約検査課 TEL 06-6858-2075・2076
 FAX 06-6858-7225
 E-mail keiyaku-kouji@city.toyonaka.osaka.jp

質疑・回答書

告示番号		告示第467号	件 名	豊中市伊丹市クリーンランド既存ごみ焼却施設解体工事
No	質疑事項			回 答
5	足場の設置について、建屋内にある機器洗浄(焼却炉等)について、建屋を密閉し管理区域を作成し洗浄及び機器撤去を行うにあたり外部足場は必要ないと考えてよろしいでしょうか？御教示願います。			各法令等の遵守はもちろん、労働者の安全性を確保することは最低限必要であります。その中に御社のノウハウ等、技術的根拠がある場合は、協議によっては問題ありません。
6	プラットホームなどのGL上の除却土について、場外処理、処分となっておりますが、現状汚染の有無が判断できません。汚染されていないものと考えて、再利用し埋戻しに使用してよろしいでしょうか。汚染されていた場合は別途精算と考えてよろしいでしょうか。御教示願います。			本工事において除去土の汚染状況を調査し適切な処分等を行ってください。本工事は仕様書発注なので、汚染状況による処分コストの精算は行いません。
7	仮設工事、仮囲いについて発注仕様書でH=3mのフラットパネルと表記があり、建築物解体標準仕様書ではH2mフェンスバリエードと表記があります。H=3mフラットパネルを正と考えてよろしいでしょうか。御教示願います。			今回は3mの仮囲いとして下さい。 仕様書P.17、2. 優先順位の中の優先順位については記載内容を変更しております。 修正後の仕様書は、電子入札システムの発注図書として配布致します。
8	防音対策で、設計書には防音シートと表記があり、建築物解体標準仕様書で防音パネルで囲む事とありますが、防音シートを正と考えてよろしいでしょうか。御教示願います。			ご理解のとおりです。

豊中市総務部契約検査課 TEL 06-6858-2075・2076
 FAX 06-6858-7225
 E-mail keiyaku-kouji@city.toyonaka.osaka.jp

質疑・回答書

告示番号		告示第467号	件 名	豊中市伊丹市クリーンランド既存ごみ焼却施設解体工事
No	質疑事項			回 答
9	アスベストについて、吹付け・配管ダクトパッキンにアスベスト含有は、無いものと考えてよろしいでしょうか。御教示願います。			アスベストについては本工事にて調査の上、ご判断下さい。なお、排ガスなど高温ダクト、点検口等の部位のパッキン、ガスケットは、非飛散性アスベストが使用されている確率が非常に高いと考えられます。従って、これらのパッキン類は、数量的にも多くはないため、検査せず、全てアスベストとして取り扱う場合が多いと考えています。
10	雨水排水処理について、排ガス処理棟屋上、工場棟屋上に屋根設置をした時点で雨水処理施設は必要がなくなるものと考えてよろしいでしょうか。または、雨水処理を使用している設備がなくなるまで必要と考えてよろしいでしょうか。御教示願います。			後者の方が正解ですが、その後、汚染土壌対策において、新たに仮設雨水排水処理施設が必要になるケースも工程により考えられます。
11	重油、薬品類の抜き取り処分について、夫々の数量をご明示頂けないでしょうか。			仕様書に記載のとおりであり、詳細な数量は明示出来ません。
12	資料04-06 最終整地図(案)で、「ベントナイトで整地」のエリアがありますが、ベントナイトの施工厚を御教示願います。また、同図の「本工事アスファルト整地」エリアの舗装構成を御教示願います。			資料04-06に表記される「ベントナイト」は、誤記であり、再生クラッシャーに読み替えて下さい。舗装構成は基礎地盤の強度等を踏まえ協議により決定するものとします。

豊中市総務部契約検査課 TEL 06-6858-2075・2076
 FAX 06-6858-7225
 E-mail keiyaku-kouji@city.toyonaka.osaka.jp